

(お知らせ)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る
化学物質の輸入通関手続等について

令和 7 年 2 月 6 日
経 済 産 業 省
産業保安・安全グループ
化 学 物 質 管 理 課

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「法」という。）」に係る化学物質の輸入通関手続等については、令和 7 年 1 月 8 日付け経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課名通知「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る化学物質の輸入通関手続等について」（以下「旧通知」という。）により実施しているところですが、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 382 号）の施行に伴い、本通知について、以下のとおり内容を変更し、令和 7 年 2 月 18 日から実施します。ただし、変更内容 2 については、令和 7 年 6 月 18 日から実施します。

なお、旧通知は、令和 7 年 2 月 17 日限りで廃止します。

< 変更内容 1 >

別紙 1 の表を下表のように変更する。

	通し 番号	第一種特定化学物質	官報公示整理番号	関税定率法 別表の区分
変更前	1～ 36	(略)	(略)	(略)
変更後	1～ 36	(略)	(略)	(略)
	37	2—(2H—1, 2, 3—ベンゾトリアゾール—2—イル)— 4, 6—ジ—ターシャリーペンチルフェノール(別名UV— 328)	5—3604	2933. 99
	38	1, 1, 1—トリクロロ—2, 2—ビス(メキシフェニル)エ タン(別名メキシクロル)	—	2909. 30
	39	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9, 10, 13, 13, 14, 14—ドデカ クロロ—1, 4, 4a, 5, 6, 6a, 7, 10, 10a, 11, 12, 12a—ドデカヒドロ—1, 4:7, 10—ジメタノジベンゾ[a・ e][8]アンヌレン(別名デクロランプラス)	4—296	2903. 89

<変更内容 2 >

別紙 2 の表に次のように加える。

UV—328	潤滑油		2710. 12-2、2710. 19-1-(4)、2710. 19-2、2710. 20-1-(5)、2710. 20-2及び34. 03のうち主として潤滑の用に供するもの
	樹脂に紫外線を吸収する性能を与えるための調製添加剤		2933. 99及び3812. 39-2
	塗料及びワニス		32. 08~32. 10
	接着剤、テープ及びシーリング用の充填料	接着剤	35. 06、39. 01から39. 13まで及び40. 02のうち接着剤
		テープ	5906. 10
		シーリング用の充填料	32. 14のうちシーリング用の充填料
デクロランプ ス	潤滑油		2710. 12-2、2710. 19-1-(4)、2710. 19-2、2710. 20-1-(5)、2710. 20-2及び34. 03のうち主として潤滑の用に供するもの
	樹脂に防炎性能を与えるための調製添加剤		2903. 89、3809. 91及び38. 24のうち難燃剤
	電子機器及び電気機器の部品		3917. 21から3917. 23、3917. 29、3917. 31から3917. 33、3917. 39、3923. 40、8536. 70及び8536. 90のうち電子機器及び電気機器の部品、8473. 30のうち第84. 71項及び8529. 90のうち第85. 28項の電子機器及び電気機器の部品
	シリコーンゴム		3910. 00
	接着剤及びテープ	接着剤	35. 06、39. 01から39. 13まで及び40. 02のうち接着剤
		テープ	5906. 10

I. 化学物質の輸入通関手続について

1 試験研究のため化学物質を輸入する場合又は試薬として新規化学物質を輸入する場合

試験研究用のため用いられる法第2条第1項に規定する化学物質又は試薬として用いられる法第2条第6項に規定する新規化学物質を輸入する場合は、輸入申告に係る化学物質は試験研究用として輸入する化学物質である旨又は試薬として用いられる新規化学物質である旨の様式第1による書面を、輸入申告の際に提出すること。なお、当該書面の提出は写しによるもので構わない。

2 一般化学物質を輸入する場合

試験研究用以外として法第2条第7項に規定する一般化学物質を輸入する場合にあっては、官報公示整理番号を、輸入申告書又はインボイスに記入すること。

3 監視化学物質又は優先評価化学物質を輸入する場合

試験研究用以外として法第2条第4項に規定する監視化学物質、同条第5項に規定する優先評価化学物質を輸入する場合にあっては、当該監視化学物質等に係る官報公示の通し番号を、輸入申告書又はインボイスに記入すること。

4 第一種特定化学物質を輸入する場合

試験研究用以外として法第2条第2項に規定する第一種特定化学物質（別紙1）を輸入する場合は、法第22条に基づく経済産業大臣の許可を受けるとともに、許可書の原本を輸入申告の際に提出すること。なお、当該書面の提出は写しによるもので構わない。

5 第二種特定化学物質を輸入する場合

試験研究用以外として法第2条第3項に規定する第二種特定化学物質を輸入する場合にあっては、第二種特定化学物質に係る法施行令第2条に規定する当該化学物質ごとの号番号を、輸入申告書又はインボイスに記入すること。

なお、法第35条第1項に基づき、毎年度、輸入予定数量を経済産業大臣に届け出る必要があるとともに、届け出た輸入予定数量を超えて輸入する場合には、同条第2項に規定する変更の手続が必要となるので十分に注意すること。

6 新規化学物質を輸入する場合

法第2条第6項に規定する新規化学物質を輸入する場合は、あらかじめ厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣へ必要事項を届出等し、審査又は確認を受ける必要があるので十分に注意すること。

- (1) 法第4条第1項若しくは第2項又は法第5条第8項の規定により法第4条第1項第2号から第5号のいずれかに該当するものである旨の通知を受けた新規化学物質については、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の通知書の写しを輸入申告の際に提出すること。ただし、法第2条第9項及び第4条第5項の規定により当該新規化学物質の名称が公示された後においては、通知書の写しは必要なく、上記2又は3に該当する場合の手續によること。
- (2) 法第3条第1項第4号の確認を受けた新規化学物質（以下「中間物等新規化学物質」という。）については、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認通知書の写しを輸入申告の際に提出すること。
- (3) 法第3条第1項第5号の確認を受けた新規化学物質（以下「少量新規化学物質」という。）については、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の少量新規化学物質確認通知書の写し及び当該年度における製造・輸入に係る累積数量が当該確認通知書の写しに記載された製造・輸入数量以下である旨の様式第2による書面を輸入申告の際に提出すること。様式第2は確認を受けた受付コード別に累積数量を記載すること。様式第2に記載する受付コードは当該輸入に係るもののみで構わない。なお、当該書面の提出は、写しによるもので構わない。
- (4) 法第3条第1項第6号の確認を受けた新規化学物質（以下「法第3条第1項第6号に係る高分子化合物」という。）の輸入に係る場合、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の法第3条第1項第6号に係る高分子化合物確認通知書の写しを輸入申告の際に提出すること。
- (5) 法第5条第4項の確認を受けた新規化学物質（以下「低生産量新規化学物質」という。）については、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の低生産量新規化学物質確認通知書の写し及び当該年度における製造・輸入に係る累積数量が当該確認通知書の写しに記載された製造・輸入数量以下である旨の様式第2による書面を輸入申告の際に提出すること。様式第2は確認を受けた受付コード別に累積数量を記載すること。様式第2に記載する受付コードは当該輸入に係るもののみで構わない。なお、当該書面の提出は、写しによるもので構わない。

7 外国における製造者等に係る新規化学物質のうち、法第4条第1項第2号から第5号に該当するものである旨の通知を受けた者から当該通知に係る新規化学物質を輸入する場合

法第7条第2項において準用する法第4条第1項又は第2項の規定により法第4条第1項第2号から第5号のいずれかに該当するものである旨の通知を受けた者から当該通知に係る新規化学物質を輸入する場合は、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の通知書の写しを輸入申告の際に提出すること。ただし、当該通知を受けた者が当該新規化学物質の本邦への輸出を第三者に行わせる場合は、当該通知書の写し及び当該通知を受けた者が当該通知に係る新規化学物質の本邦への輸出を当該第三者に行わせることとした旨を当該通知を受けた者が記載した様式第3による書面を輸入申告の際に提出すること。

なお、法第7条第2項において準用する法第4条第5項の規定により当該化学物

質の名称が公示された後においては、通知書の写し等は必要なく、上記 2 に該当する場合の手続によること。

8 留意すべき事項

- (1) 上記 1 から 7 に掲げる書面の提出がない場合は、輸入が認められないこともあるので十分に注意すること。また、上記 1 から 7 に掲げる書面に記載された化学物質とインボイスその他の書類に記載された化学物質との関係がそれらの名称等により明らかとなっていない場合は、輸入が認められないこともあるので十分に注意すること。
- (2) 虚偽の記載又は偽造に基づく上記 1 から 7 に掲げる書面を提出して、新規化学物質等の輸入をしたことが判明した場合は、関係諸法律に照らして処罰されることがあるので十分に注意すること。
- (3) 輸入しようとする商品の特性等により様式により難しい場合には、記載事項の追加等により、法との関係を明らかにすること。

II. 第一種特定化学物質を使用する製品の輸入について

法施行令第 7 条に掲げる製品を輸入する場合は、同条の表の上覧（別紙 2 では左欄）に掲げる第一種特定化学物質が使用されていないことを確認して輸入すること。第一種特定化学物質が使用されている場合は、輸入することができない。

法施行令第 7 条に掲げる製品と関税定率法別表（関税率表）の区分との主要な対比は、「第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品と関税定率法別表との対比」（別紙 2）のとおりである。

なお、法施行令第 7 条に規定する木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤とは、防腐、防虫又は防かび効果を有する第一種特定化学物質に他の物質を混合することにより使用上の便益を向上させた、いわゆる製剤全てを含むものであり、予防剤、駆除剤、土壌処理剤、予防駆除剤、防蟻剤、防かび剤等はこれに該当するものとする。

様式第 1

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る
輸入化学物質用途確認書（試験研究用又は試薬用）

年 月 日

□□税関長 殿

氏名又は名称及び法人にあ
つては、その代表者の氏名

住 所

今般の輸入申告に係る { 輸入（納税）申告書に記載した名称 } は、

{ 試験研究用
試薬として用いられる新規化学物質 }

として輸入するものに相違ありません。

担当者氏名

電話番号

備考

1. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
2. { } は、該当する事項を記載すること。

様式第 2

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る
輸入新規化学物質累積数量確認書
(少量新規化学物質又は低生産量新規化学物質用)

年 月 日

□□税関長 殿

氏名又は名称及び法人にあ
つては、その代表者の氏名

住 所

今般の輸入申告に係る〔輸入（納税）申告書に記載した名称〕の、受付コード、今年度の製造・輸入に係る累積数量及び今年度輸入回数は次のとおりです。

受付コード	今回の輸入 を含め今年 度の輸入に 係る累積数 量	今年度の 製造に係 る累積数 量	今年度の輸入 に係る累積数 量と製造に係 る累積数量の 合計	今年度の輸 入回数
	kg	kg	kg	回

上記の累積数量は、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の
 { 少量新規化学物質 }
 { 低生産量新規化学物質 }
 確認通知書に記載された製造・輸入数量以下であることを報告します。

担当者氏名
電話番号

備考

1. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
2. { } は、該当する事項を記載すること。

様式第 3

Date :

C E R T I F I C A T E

Name of Company :

Name of Representative :

Authorized Signature :

Address of Company :

This is to certify that we have decided to export to Japan the new
chemical substance (namely,

)
referred to in our export notification to the Minister of Health, Labor and Welfare,
Minister of Economy, Trade and Industry and Minister of the Environment
of Japan in the name
of

as its shipper.

(別紙1)

第一種特定化学物質

通し 番号	第一種特定化学物質	官報公示整理番号		関税定率法 別表の区分
1	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	—		2903. 99
2	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が2以上のものに限る。)(PCN)	4-317 (塩素数が2以上のもの)		2903. 99
3	ヘキサクロロベンゼン(HCB)	3-76		2903. 92
4	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 4, 4a, 5, 8, 8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン(別名アルドリン)	4-303		2903. 82
5	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン(別名デイルドリン)	4-299		2910. 40
6	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エンド-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン (別名エンドリン)	4-299		2910. 50
7	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-クロロフェニル)エタン (別名DDT)	4-910		2903. 92
8	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン、1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物(別名クロルデン又はヘプタクロル)(クロルデン類)	9-1646		2903. 82
9	ビス(トリブチルスズ)=オキシド(TBTO)	2-2027 2-2242		2931. 20
10	N, N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN, N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン	3-146 3-365		2921. 51
11	2, 4, 6-トリ-ターシャリーブチルフェノール(TTBP)	3-540		2907. 19
12	ポリクロロ-2, 2-ジメチル-3-メチリデンビスクロロ[2. 2. 1]ヘプタン(別名トキサフェン)	—		2903. 89
13	ドデカクロロペンタシクロ[5. 3. 0. 0 ^{2, 6} . 0 ^{3, 9} . 0 ^{4, 8}]デカン(別名マイレックス)	—		2903. 83
14	2・2・2-トリクロロ-1-(2-クロロフェニル)-1-(4-クロロフェニル)エタノール又は2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール(ケルセン又はジコホル)	2・2・2-トリクロロ-1-(2-クロロフェニル)-1-(4-クロロフェニル)エタノール	—	2906. 29

通し 番号	第一種特定化学物質	官報公示整理番号		関税定率法 別表の区分
		2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール	4-226	
15	ヘキサクロロブター-1, 3-ジエン	2-121		2903. 29
16	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジターシャリーブチルフェノール	5-3580 5-3604		2933. 99
17	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)又はその塩	PFOS	2-1595	2904. 31
		一部の塩	2-2810	2904. 32~ 2904. 35
18	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル)=フルオリド(別名PFOSF)	2-2803		2904. 36
19	ペンタクロロベンゼン	3-76		2903. 93
20	r-1, c-2, t-3, c-4, t-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン(別名アルファーヘキサクロロシクロヘキサン)	3-2250 9-1652		2903. 81
21	r-1, t-2, c-3, t-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン(別名ベーターヘキサクロロシクロヘキサン)	3-2250 9-1652		2903. 81
22	r-1, c-2, t-3, c-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン(別名ガンマーヘキサクロロシクロヘキサン)	3-2250 9-1652		2903. 81
23	デカクロロペンタシクロ[5. 3. 0. 0 ^{2, 6} . 0 ^{3, 9} . 0 ^{4, 8}]デカン-5-オン(別名クロルデコン)	—		2914. 71
24	ヘキサブROMビフェニル	—		2903. 94
25	テトラブROM(フェノキシベンゼン)(別名テトラブROMジフェニルエーテル)	3-61		2909. 30
26	ペンタブROM(フェノキシベンゼン)(別名ペンタブROMジフェニルエーテル)	—		2909. 30
27	ヘキサブROM(フェノキシベンゼン)(別名ヘキサブROMジフェニルエーテル)	3-2845		2909. 30
28	ヘプタブROM(フェノキシベンゼン)(別名ヘプタブROMジフェニルエーテル)	3-3716 ^{注3)}		2909. 30
29	6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒドロ-6, 9-メタノ-2, 4, 3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド(別名エンドスルファン又はベンゾエピン)	—		2920. 30
30	ヘキサブROMシクロデカン	3-2254		2903. 89
31	ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル	ペンタクロロフェノール	3-2850	2908. 11 他

通し 番号	第一種特定化学物質	官報公示整理番号		関税定率法 別表の区分
		一部の塩	3-985 3-993 3-2599 9-876	
		一部のエステル	3-986 3-1535	
32	ポリ塩化直鎖パラフィン(炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。)	2-68		2903. 19
33	1, 1'-オキシビス(2, 3, 4, 5, 6-ペンタブロモベンゼン)(別名デカブロモジフェニルエーテル)	3-2846		2909. 30
34	ペルフルオロオクタン酸(別名 PFOA)若しくはペルフルオロアルカン酸(構造が分枝であつて、炭素数が八のものに限る。)又はこれらの塩(PFOA 若しくはその異性体又はこれらの塩)	PFOA 若しくはその異性体	2-2659	2915. 90
		一部の塩	2-1195 2-1176	2915. 90
35	ペルフルオロオクタン酸関連物質(PFOA 関連物質)			
イ	1, 1, 1, 2, 2, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8-ヘプタデカフルオロ-8-ヨードオクタン(別名ペルフルオロオクチル=ヨージド)	2-90		2903. 78
ロ	3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 9, 9, 10, 10, 10-ヘプタデカフルオロデカン-1-オール(別名8:2フルオロテロマーアルコール)	2-2402		2905. 59
ハ	イ及びロに掲げるもののほか、炭素原子と直接に結合するペンタデカフルオロアルキル基(炭素数が七のものに限る。)を有する化合物であつて、自然的作用による化学的变化によりペルフルオロオクタン酸又はペルフルオロアルカン酸を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの	2-1184 2-2920 2-3480 2-3483 2-3594 6-1996 6-955 7-1326 等		2903. 59 2903. 79 2913. 00 2915. 90 2924. 19 2930. 90 2931. 59 他
36	ペルフルオロ(ヘキサ-1-スルホン酸)(別名PFHxS)若しくはペルフルオロ(アルカンスルホン酸)(構造が分枝であつて、炭素数が6のものに限る。)又はこれらの塩(PFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩)	PFHxS 若しくはその異性体	—	2904. 99
		一部の塩	2-2810	2904. 99
37	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジターシャリーペンチルフェノール(別名UV-328)	5-3604		2933. 99
38	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(メキシフェニル)エタン(別名メキシクロル)	—		2909. 30

通し 番号	第一種特定化学物質	官報公示整理番号	関税定率法 別表の区分
39	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9, 10, 13, 13, 14, 14—ドデカクロロ—1, 4, 4a, 5, 6, 6a, 7, 10, 10a, 11, 12, 12a—ドデカヒドロ—1, 4:7, 10—ジメタノジベンゾ[a・e][8]アンヌレン(別名デクロランプラス)	4-296	2903.89

注1) 同位元素(第28.44項のものを除く)の化合物であるものは、2845.90に属す。

注2) 2以上の第一種特定化学物質を混合したものについては、表中の関税定率法別表の区分に限らない。

注3) ヘプタブロモジフェニルエーテル、オクタブロモジフェニルエーテル及びノナブロモジフェニルエーテルからなる物質が3-3716である。

注4) 一部の塩及び一部のエステルにおける官報公示整理番号等は例示である。

(別紙 2)

第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品と関税定率法別表の対比

第一種特定化学物質	製 品 (内 訳)		関税定率法別表の区分
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	潤滑油、切削油及び作動油(注:潤滑油は、常温において液状の潤滑剤をいう。切削油及び作動油についても同様である。)	潤滑油	2710. 12-2、2710. 19-1-(4)、2710. 19-2、2710. 20-1-(5)、2710. 20-2及び34. 03のうち主として潤滑の用に供するもの
		切削油	2710. 12-2、2710. 19-1-(4)、2710. 19-2、2710. 20-1-(5)、2710. 20-2及び34. 03のうち切削油
		作動油	2710. 19-1-(4)、2710. 19-2、2710. 20-1-(5)、2710. 20-2及び3824. 82のうち作動油
	接着剤(動植物系のものを除く。)、パテ及び閉そく用又はシーリング用の充填料	接着剤(動植物系のものを除く。)	35. 06、39. 01から39. 13まで及び40. 02のうち接着剤(動植物系のものを除く。)
		パテ及び閉そく用又はシーリング用の充填料	32. 14のうちパテ及び閉そく用又はシーリング用の充填料
	塗料(水系塗料を除く。)、印刷用インキ及び感圧複写紙	塗料(水系塗料を除く。)	32. 08、32. 10及び3212. 90-2
		印刷用インキ	32. 15
		感圧複写紙	48. 09及び48. 16のうち感圧複写紙
	液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器	液体を熱媒体とする加熱用の機器	84. 19、85. 14及び85. 16のうち液体を熱媒体とする加熱器
		液体を熱媒体とする冷却用の機器	84. 19のうち液体を熱媒体とする冷却器
	油入変圧器並びに紙コンデンサー、油入コンデンサー及び有機皮膜コンデンサー	油入変圧器	8504. 21から8504. 23までのうち油入変圧器
		紙コンデンサー、油入コンデンサー及び有機皮膜コンデンサー	85. 32のうち紙コンデンサー、油入コンデンサー及び有機皮膜コンデンサー
	エアコンディショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジ(注:上記油入変圧器並びに紙コンデンサー、油入コンデンサー及び有機皮膜コンデンサーでPCBが使用されたものを部分品として組み込んだものである。)	エアコンディショナー	84. 15
		テレビジョン受信機	85. 28
		電子レンジ	84. 19及び8516. 50のうち調理用電子レンジ

第一種特定 化学物質	製 品 (内 訳)		関税定率法別表の区分
ポリ塩化ナフタ レン(PCN) [塩 素数が2以上の ものに限る。]	潤滑油及び切削油	潤滑油	2710. 12-2、2710. 19-1-(4)、2710. 19-2、2710. 20-1-(5)、2710. 20-2及び34. 03のうち主として潤滑の用に供するもの
		切削油	2710. 12-2、2710. 19-1-(4)、2710. 19-2、2710. 20-1-(5)、2710. 20-2及び34. 03のうち切削油
	木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤		38. 08、3824. 99-4のうち木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤
	塗料(防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。)		32. 08から32. 10まで及び3212. 90-2のうち防腐用、防虫用又はかび防止用のもの
アルドリン及び DDT	木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤		38. 08、3824. 84のうち木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤
	塗料(防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。)		32. 08から32. 10まで及び3212. 90-2のうち防腐用、防虫用又はかび防止用のもの
ディルドリン	木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤		38. 08、3824. 84のうち木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤
	塗料(防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。)		32. 08から32. 10まで及び3212. 90-2のうち防腐用、防虫用又はかび防止用のもの
	羊毛(脂付き羊毛を除く。)		5101. 21、5101. 29、5101. 30、5105. 10、5105. 21、5105. 29のうち羊毛(脂付き羊毛を除く。)
クロルデン類	木材用の防腐剤及び防虫剤		38. 08、3824. 84のうち木材用の防腐剤及び防虫剤
	木材用の接着剤		3501. 90、35. 03、35. 05、35. 06、39. 01から39. 13まで及び40. 02のうち木材用の接着剤
	塗料(防腐用又は防虫用のものに限る。)		32. 08から32. 10まで及び3212. 90-2のうち防腐用又は防虫用のもの
	防腐木材及び防虫木材		4403. 11、4403. 12、44. 04、4406. 91、4406. 92、44. 07から44. 09まで及び44. 13のうち防腐木材及び防虫木材
	防腐合板及び防虫合板		44. 12及び44. 18のうち防腐合板及び防虫合板
ビス(トリブチルスズ)＝オキシド (TBTO)	防腐剤及びかび防止剤		38. 08及び3824. 99-4のうち防腐剤及びかび防止剤
	塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。)及び印刷用インキ	塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。)	32. 08、32. 09、32. 10及び3212. 90-2のうちいわゆる船底塗料、漁網防汚剤等(貝類、藻類その他の水中生物の付着を防止するものに限る。)
		印刷用インキ	32. 15
	漁網		5608. 11、5608. 90(漁網に限る。)

第一種特定 化学物質	製 品 (内 訳)		関税定率法別表の区分
N・N'－ジトリル －パラ－フェニ レンジアミン、N －トリル－N'－ キシリル－パラ －フェニレンジ アミン又はN・N' －ジキシリル－ パラ－フェニレ ンジアミン	ゴム老化防止剤		3812. 31－1
	スチレンブタジエンゴム		4002. 11、4002. 19のうちスチレンブタジ エンゴム
2, 4, 6－トリ ターシャリーブ チルフェノール (TTBP)	酸化防止剤その他の調製添加剤(潤滑 油用又は燃料油用のものに限る。)		38. 11のうち酸化防止剤その他の調製添加 剤(潤滑油用又は燃料油用のものに限る。)
	潤滑油		2710. 12－2、2710. 19－1－(4)、271 0. 19－2、2710. 20－1－(5)、2710. 2 0－2及び34. 03のうち主として潤滑の用に 供するもの
マイレックス	木材用の防虫剤		38. 08、3824. 84のうち木材用の防虫剤
2－(2H－1, 2, 3－ベンゾト リアゾール－2 －イル)－4, 6 －ジターシャ リーブチルフェ ノール	化粧板		44. 10から44. 12のうち化粧板
	接着剤(動植物系のも のを除く。)、パテ及び閉 そく用又はシーリング用 の充填料	接着剤(動植 物系のを除く。)	35. 06、39. 01から39. 13まで及び40. 02のうち接着剤(動植物系のを除く。)
		パテ及び閉そ く用又はシー リング用の充 填料	32. 14のうちパテ及び閉そく用又はシーリ ング用の充填料
	塗料及び印刷用インキ	塗料	32. 08から32. 10
		印刷用インキ	32. 15
	ヘルメット (注: 当該物質が使用されている製品が 確認されているのはプラスチック製のも の。)		6506. 10
	ラジエータグリルその他の自動車の部品 (金属製のものを除く。) (注: 当該物質が使用されている製品が 確認されているのはプラスチック製のも の。)		87. 08(金属製のものを除く。)
	照明カバー (注: 当該物質が使用されている製品が 確認されているのはプラスチック製のも の。)		9405. 9のうち照明カバー
	保護用眼鏡のレンズ及 び眼鏡のフレーム (注: 当該物質が使用さ れている製品が確認さ れているのはプラスチ ック製のもの。)	保護用眼鏡の レンズ	90.01のうち保護用眼鏡のレンズ
		眼鏡のフレー ム	9003. 1

第一種特定 化学物質	製 品（内 訳）	関税定率法別表の区分
	防臭剤	3307. 49のうち防臭剤
	ワックス	34. 05のうちワックス
	サーフボード	9506. 29のうちサーフボード
	インキリボン	8443. 99のうちインキリボン
	印画紙	37. 03のうち印画紙
	ボタン (注: 当該物質が使用されている製品が 確認されているのはプラスチック製のもの。)	9606. 2
	管、浴槽その他のプラスチック製品(成 形したものに限る。)	39. 17から39. 26
PFOS又はその 塩	航空機用の作動油	2710. 19-1-(4)、2710. 19-2、2710. 20-(5)及び2710. 20-2のうち航空機用の作動油
	糸を紡ぐために使用する油剤	3809. 91のうち糸を紡ぐために使用する油剤
	金属の加工に使用するエッチング剤	3707. 90、3810. 10及び3824. 87のうち金属の加工に使用するエッチング剤
	圧電フィルタ又は半導体の製造に使用するエッチング剤	3824. 87のうち圧電フィルタの製造に使用するエッチング剤又は3707. 90及び3824. 87のうち半導体の製造に使用するエッチング剤
	メッキ用の表面処理剤及びその調製添加剤	34. 02のうちメッキ用の表面処理剤又はその調製添加剤
	半導体の製造に使用する反射防止剤	3208. 90のうち半導体の製造に使用する反射防止膜
	半導体用のレジスト	3707. 90のうち半導体用のレジスト
	研磨剤	3810. 10及び3824. 87のうち研磨剤
	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤	消火器 84. 24
		消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 3813. 00
	防虫剤(しろあり又はありの防除に用いられるものに限る。)	38. 08及び3824. 87のうち防虫剤(しろあり又はありの防除に用いられるものに限る。)
	業務用写真フィルム	37. 01、37. 02のうち業務用写真フィルム
	印画紙	37. 03のうち印画紙

第一種特定 化学物質	製 品（内 訳）		関税定率法別表の区分
テトラブロモジ フェニルエーテ ル	塗料		32. 08から32. 10まで及び3212. 90－2のうち塗料
	接着剤		35. 06、39. 01から39. 13まで及び40. 02のうち接着剤
ペンタブロモジ フェニルエーテ ル	塗料		32. 08から32. 10まで及び3212. 90－2のうち塗料
	接着剤		35. 06、39. 01から39. 13まで及び40. 02のうち接着剤
ヘキサブロモ シクロデカン	防災性能を与えるための処理をした生地		54. 07、55. 12から55. 15及び56. 03のうち防災生地
	生地に防災性能を与えるための調製添加剤		2903. 89及び3809. 91のうち難燃剤
	発泡ポリスチレンビーズ		3903. 11のうち発泡ポリスチレンビーズ（粒）
	防災性能を与えるための処理をしたカーテン		6303. 12及び6303. 92のうち防災カーテン
ペンタクロロフ ェノール又は その塩若しくは エステル	木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤		38. 08、3824. 99－4のうち木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤
	防腐木材、防虫木材及びかび防止木材		4403. 11、4403. 12、44. 04、4406. 91、4406. 92、44. 07から44. 09まで及び44. 13のうち防腐木材、防虫木材及びかび防止木材
	防腐合板、防虫合板及びかび防止合板		44. 12及び44. 18のうち防腐合板、防虫合板及びかび防止合板
	にかわ		3503. 00－012
ポリ塩化直鎖 パラフィン（炭 素数が10から 13までのもの であって、塩素 の含有量が全 重量の48パー セントを超え るものに限 る。）	潤滑油、切削油 及び作動油	潤滑油	2710. 12－2、2710. 19－1－(4)、2710. 19－2、2710. 20－1－(5)、2710. 20－2及び34. 03のうち主として潤滑の用に供するもの
		切削油	2710. 12－2、2710. 19－1－(4)、2710. 19－2、2710. 20－1－(5)、2710. 20－2及び34. 03のうち切削油
		作動油	2710. 19－1－(4)、2710. 19－2、2710. 20－1－(5)、2710. 20－2及び3824. 82のうち作動油
	生地に防災性能を与えるための調製添加剤		2903. 19及び3809. 91のうち難燃剤
	樹脂用又はゴム用の可塑剤		15. 18、3812. 20、38. 24のうち可塑剤
	塗料（防水性かつ難燃性のものに限る。）		32. 08から32. 10及び3212. 90－2のうち防水性かつ難燃性のもの

第一種特定 化学物質	製 品（内 訳）		関税定率法別表の区分
	接着剤及びシーリング用の充填料	接着剤	35. 06、39. 01から39. 13まで及び40. 02のうち接着剤
		シーリング用充填料	32. 14のうちパテ及び閉そく用又はシーリング用の充填料
	皮革用の加脂剤		27. 10、3403. 11及び3403. 91のうち皮革用の加脂剤
デカブロモジフェニルエーテル	防火性能を与えるための処理をした生地		54. 07、55. 12から55. 15及び56. 03のうち防火生地
	生地、樹脂又はゴムに防火性能を与えるための調製添加剤		2909. 30、3809. 91及び38. 24のうち難燃剤
	接着剤及びシーリング用の充填料	接着剤	35. 06、39. 01から39. 13まで及び40. 02のうち接着剤
		シーリング用の充填料	32. 14のうちパテ及び閉そく用又はシーリング用の充填料
	防火性能を与えるための処理をした床敷物		39. 18及び57. 01から57. 05のうち防火敷物
	防火性能を与えるための処理をしたカーテン		6303. 12及び6303. 92のうち防火カーテン
	防火性能を与えるための処理をした旗及びのぼり		4911. 10及び6307. 90のうち防火旗及び防火のぼり
PFOA 若しくはその異性体又はこれらの塩	耐水性能又は耐油性能を与えるための処理をした紙		4806. 20、4811. 51のうち耐水耐油紙
	はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地		54. 07、55. 12～55. 15、56. 02、56. 03のうちはつ水はつ油生地
	洗浄剤		3402. 11のうち洗浄剤
	半導体の製造に使用する反射防止剤		32. 08～32. 09のうち反射防止剤
	塗料及びワニス		32. 08～32. 10
	はつ水剤及びはつ油剤		38. 09
	接着剤及びシーリング用の充填料	接着剤	3506. 91
		シーリング用の充填料	32. 14のうちシーリング用の充填料
	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤	消火器	84. 24
		消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤	3813. 00
	トナー		84. 43のうちトナー
	はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服		62. 01～62. 06、62. 10及び62. 11のうちはつ水はつ油衣服
	はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物		57. 01～57. 05のうちはつ水はつ油床敷物
	床用ワックス		3405. 20のうち床用ワックス
	業務用写真フィルム		37. 01～37. 02のうち業務用写真フィルム
PFOA 関連物質	はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地		54. 07、55. 12～55. 15、56. 02、56. 03のうちはつ水はつ油生地
	消泡剤		38. 24のうち消泡剤
	はつ水剤、はつ油剤、防汚剤及び繊維保護剤		38. 09

第一種特定 化学物質	製 品 (内 訳)		関税定率法別表の区分
	光ファイバー及び そのコーティング 剤	光ファイバー	90. 01
		コーティング剤	32. 08～32. 10のうち光ファイバーのコー ティング剤
	消 火 器、消 火 器 用 消 火 薬 剤 及 び 泡 消 火 薬 剤	消火器	84. 24
		消火器用消火薬 剤及び泡消火薬 剤	3813. 00
	はつ水性能又ははつ油性能を与える ための処理をした衣服		62. 01～62. 06、62. 10及び62. 11の うちはつ水はつ油衣服
	はつ水性能又ははつ油性能を与える ための処理をした床敷物		57. 01～57. 05のうちはつ水はつ油床敷 物
	床用ワックス		3405. 20のうち床用ワックス
PFHxS若しく はその異性体 又はこれらの 塩	はつ水性能又ははつ油性能を与える ための処理をした生地		54. 07、55. 12～55. 15、56. 02、5 6. 03のうちはつ水はつ油生地
	金属の加工に使用するエッチング剤		3707. 90、3810. 10及び38. 24のうち 金属の加工に使用するエッチング剤
	半導体の製造に使用するエッチング剤		3707. 90及び38. 24のうち半導体の製 造に使用するエッチング剤
	メッキ用の表面処理剤及びその調製添 加剤		34. 02のうちメッキ用の表面処理剤及びそ の調製添加剤
	半導体の製造に使用する反射防止剤		32. 08～32. 09のうち半導体の製造に使 用する反射防止剤
	半導体用のレジスト		3707. 90のうち半導体用のレジスト
	はつ水剤、はつ油剤及び繊維保護剤		38. 09のうちはつ水剤、はつ油剤及び繊維 保護剤
	消 火 器、消 火 器 用 消 火 薬 剤 及 び 泡 消 火 薬 剤	消火器	84. 24
		消火器用消火薬 剤及び泡消火薬 剤	3813. 00
	はつ水性能又ははつ油性能を与える ための処理をした衣服		62. 01～62. 06、62. 10及び62. 11の うちはつ水はつ油衣服
	はつ水性能又ははつ油性能を与える ための処理をした床敷物		57. 01～57. 05のうちはつ水はつ油床敷 物
UV—328	潤滑油		2710. 12—2、2710. 19—1—(4)、27 10. 19—2、2710. 20—1—(5)、271 0. 20—2及び34. 03のうち主として潤滑 の用に供するもの
	樹脂に紫外線を吸収する性能を与える ための調製添加剤		2933. 99及び3812. 39—2
	塗料及びワニス		32. 08～32. 10
	接着剤、テープ及 びシーリング用の 充填料	接着剤	35. 06、39. 01から39. 13まで及び40. 02のうち接着剤
		テープ	5906. 10
		シーリング用の充 填料	32. 14のうちシーリング用の充填料

第一種特定 化学物質	製 品（内 訳）		関税定率法別表の区分
デクロランプラ ス	潤滑油		2710. 12-2、2710. 19-1-(4)、2710. 19-2、2710. 20-1-(5)、2710. 20-2及び34. 03のうち主として潤滑の用に供するもの
	樹脂に防炎性能を与えるための調製添加剤		2903. 89、3809. 91及び38. 24のうち難燃剤
	電子機器及び電気機器の部品		3917. 21から3917. 23、3917. 29、3917. 31から3917. 33、3917. 39、3923. 40、8536. 70及び8536. 90のうち電子機器及び電気機器の部品、8473. 30のうち第84. 71項及び8529. 90のうち第85. 28項の電子機器及び電気機器の部品
	シリコーンゴム		3910. 00
	接着剤及びテープ	接着剤	35. 06、39. 01から39. 13まで及び40. 02のうち接着剤
		テープ	5906. 10

化学物質の範囲等

法第二条第一項に「化学物質」とは「元素又は化合物に化学反応を起こさせることにより得られる化合物(放射性物質……中略 ……除く。)をいう。」と規定されており、この解釈は、次のとおりとする。

(1)「元素」とは一種類の原子(同位体の区別は問わない。以下同じ。)からなるすべての状態(例：励起状態、ラジカル)の物質をいうものとする。

なお、合金については、「元素」の混合物であると解されているので「化学物質」の範囲外として取り扱うものとする。

(2)「化合物」とは、二種類(少なくとも一種類は、H、He、B、C、N、O、F、Ne、P、S、Cl、Ar、As、Se、Br、Kr、Te、I、Xe、At 又は Rn とする。)以上の原子が共有結合、イオン結合、配位結合等又はこれらの任意の組み合わせの結合によって結合した物質をいうものとする。

(3)「起こさせることにより」とは、人為的に起こさせることであるから自然界において起こる場合はこれに該当せず、生物の飼育、栽培、培養等により生物体そのもの(生、死を問わない。)又は生物体構成成分を得る場合は、生物体内で化学反応が起こっていても、当該飼育、栽培、培養等の行為自体は、化学反応を人為的に起こさせる行為としては扱わない。

なお、化学反応を人為的に起こさせてはいるが、その及ぶところが局限されている場合(例：金属の表面処理、使用時に化学反応が起こる接着剤又は塗料)又は生成物が廃棄物となり分離使用されることのない場合は、「起こさせることにより」には該当しないものとする。

(4) 施行令で定められた製品については、「化合物」とはせず、法第24条(製品の輸入の制限)、第28条(基準適合義務)、第29条(表示等)、第30条(改善命令)、第34条(第一種特定化学物質の指定等に伴う措置命令)、第35条(製造予定数量の届出等)、第36条(技術上の指針の公表等)、第37条(表示等)、第39条(指導及び助言)、第42条(取扱いの状況に関する報告)、第43条(報告の徴収)、第44条(立入検査等)、第48条(要請)により対処するものとする。また、施行令で定められていないものであり、次の①又は②に該当するものについては、「化合物」とはせず、「製品」とみなして扱い、本法以外の関連法令等により対処するものとする。

① 固有の商品形状を有するものであって、その使用中に組成や形状が変化しないもの(例：合成樹脂製什器・板・管・棒・フィルム)。ただし、当該商品がその使用中における本来の機能を損なわない範囲内での形状の変化(使用中の変形、機能を変更しない大きさの変更)、本来の機能を発揮するための形状の変化(例：消しゴムの摩耗)や、偶発的に商品としての機能が無くなるような変化(使用中の破損)については、組成や形状の変化として扱わない。

② 必要な小分けがされた状態であり、表示等の最小限の変更により、店頭等で販売されうる形態になっている混合物(例：顔料入り合成樹脂塗料、家庭用洗剤)

(参考2)

輸入通関時に求められる官報公示の通し番号、提出書類等の一覧

化学物質の分類	官報公示整理番号等 (輸入申告書・インボイス)	提出書類等
試験研究用の化学物質	—	様式第1による書面
一般化学物質	官報公示整理番号	—
監視化学物質	通し番号	—
優先評価化学物質	通し番号	—
第一種特定化学物質	—	許可書の写し
第二種特定化学物質	施行令第2条の号番号	
新規化学物質		
①判定通知受理後	—	通知書の写し
②試薬用	—	様式第1による書面
③中間物等	—	確認通知書の写し
④少量新規化学物質	—	確認通知書の写し及び様式第2による書面
⑤法第3条第1項第6号に係る高分子化合物	—	確認通知書の写し
⑥低生産量新規化学物質	—	確認通知書の写し及び様式第2による書面
外国製造者等に係る新規化学物質	—	通知書の写し(通知受理者以外に輸出させる場合には通知書の写し及び様式第3による書面)